

事務名	興行場営業者地位の相続、法人の合併又は分割による承継の届出
根拠法令	興行場法第2条の2第2項

前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。